

食品衛生分科会規程

平成13年1月23日施行

平成15年7月1日一部改正

平成21年11月12日一部改正

(総則)

第1条 薬事・食品衛生審議会令（平成12年政令第286号）第6条第1項に規定する食品衛生分科会（以下「分科会」という。）の部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(部会の設置)

第2条 分科会に次に掲げる部会を置く。

- 一 食品規格部会
- 二 食中毒部会
- 三 乳肉水産食品部会
- 四 添加物部会
- 五 農薬・動物用医薬品部会
- 六 器具・容器包装部会
- 七 新開発食品調査部会

2 分科会は、特別の事項を調査審議するため緊急又は臨時に必要があるときは、前項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(調査会の設置)

第3条 部会長は、必要に応じて、分科会長の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

2 調査会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。

(所掌)

第4条 食品規格部会は、食品（動物性食品を除く。）の規格又は基準の設定等に関する事項を調査審議する。

2 食中毒部会は、食中毒の予防対策等に関する事項を調査審議する。

- 3 乳肉水産食品部会は、動物性食品の規格又は基準（農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準を除く）の設定に関する事項を調査審議する。
- 4 添加物部会は、添加物の指定及び規格又は基準の設定に関する事項を調査審議する。
- 5 農薬・動物用医薬品部会は、食品の規格又は基準のうち、農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準の設定等に関する事項を調査審議する。
- 6 器具・容器包装部会は、器具・容器包装、おもちゃ及び洗浄剤の規格又は基準の設定に関する事項を調査審議する。
- 7 新開発食品調査部会は、新開発食品の安全性の確保に関して、新たな知見を踏まえた管理措置等に関する事項を調査審議する。

（議事録）

第5条 分科会及び部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 決議

（会議）

第6条 部会長（部会長に事故のあるときはその職務を代理する者）は、会議の議長となり、会議の運営を図り秩序を保持しなければならない。ただし、部会長及びその職務を代理する者のないときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから選任された者が、仮に議長として会議を開くことができる。

- 2 会長、分科会長及び関係行政機関の職員は、部会に出席して発言することができる。
- 3 部会長は、必要により、当該部会に属さない委員又は臨時委員若しくは専門委員を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

（付議）

第7条 分科会長は、厚生労働大臣の諮問事項について、会長から付議された場合は、当該諮問事項を所掌する部会に付議することができる。

（部会の議決）

第8条 部会における決定事項のうち、比較的軽易なものとして分科会があらかじめ定める事項に該当するものについては、分科会長の同意を得て、当該部会の議決をもって分科会の議決とする。ただし、当該部会において、特に慎重な審議を必要とする事項であるとの決定がなされた場合はこの限りではない。

2 前項の決定がなされた場合において、分科会の調査審議を経る時間がないものについては、前項の規定にかかわらず、分科会長の同意を得て、当該部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

3 前2項の規定により、部会の議決が分科会の議決とされたときは、当該部会の部会長は、すみやかにその決定事項を分科会に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

この規程は、平成21年11月12日から施行する。

